

黒部市職員適正化計画策定基本方針（案）

1 策定の趣旨

旧黒部市・宇奈月町では、住民福祉の向上と効率的な行政運営を推進するため、数次にわたり行政改革大綱を策定し、その推進を図ってきたところである。職員管理においても、大綱に基づき、少子高齢化社会への対応、市民サービスの向上を図るため、組織機構の見直しや民間委託等の推進などにより、職員数の適正化に努めてきた。

しかしながら、現下の社会経済情勢の下、市の人員や予算が制約される中で、新たな市民ニーズに対応していくには、事業や補助金等の見直しとともに、市民の理解を得るためにも、人件費を抑制し、職員の適正配置による効果的な行政運営を推進することが求められている。

新市においては、総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、合併後の行政運営の指針となる「黒部市行政改革大綱」の策定を進めている。

「黒部市行政改革大綱」の基本方針である「市民との協働」、「財政構造の健全化」、「市民本位のサービスの提供」の視点に立ち、職員適正化にあたっては、単なる人員削減ではなく、地方分権が進展する中、少子高齢化、環境や防犯・防災など安全や安心に対する意識の高揚など社会情勢の変化に伴う新たな市民ニーズに柔軟に対応できるよう、これからの公共サービスをどのように提供していくのかを再構築する中で、進めていくことが重要である。

そこで、職員数の適正化を計画的かつ着実に推進するため「黒部市職員適正化計画」を策定し、将来にわたる本市の効率的、効果的な行政の推進を図るものとする。

2 策定の指針

市民と行政の責務をより明確にした上で、効率的で分かりやすい行政組織を整備し、最小の職員数で最大の効果を上げる行政システムの構築を目指し、次の方針で職員適正化を図るものとする。

- (1) 市民との協働による役割分担の見直し
- (2) 組織の見直し
- (3) 職員の適正配置
- (4) 事務事業の委託等、民間活力の活用

3 計画期間

平成17年4月2日から平成22年4月1日とする。

4 計画の構成

この計画は、課題を整理するための「職員数の現状」、「職員数の比較」、その解決に向けた「職員適正化目標」、「具体的方策」を中心として構成する。